

広島県告示第千百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
清水原地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

山県郡	都市・区	町・丁目	字	地番	標柱番号
		北広島町川戸			
清水	高川	清水	四二三六番一	一〇六二番一	一〇四八番
	一〇三一番	一〇二二番	一〇五六番	一〇五六番	一〇三〇一番一地先道路敷
四一九七番一	四二五〇番	四二六〇番一地先道路敷	四二八二番一	四二三〇一番一地先道路敷	四二一九七番一
標柱十号	標柱九号	標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱五号